

【背景】

- 固定価格買取制度（FIT制度）の創設以降、本県でも太陽光発電の導入が急速に進展してきたが、国が掲げる2050年のカーボンニュートラルの実現、2030年温室効果ガス46%削減を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっている。
- 一方、太陽光発電については、近年、施設の設置にあたって住民への説明不足に起因すると思われるトラブルの発生や、設置後の維持管理、設備の廃棄等に対する住民の不安が高まっており、加えて大規模施設等の設置による土砂災害の発生なども懸念されている。
- 本県では、これまで「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定し、事業者に対し適正な手続きを求めてきたところであるが、脱炭素社会の実現を図るためには、地域と共生する太陽光発電の導入拡大が必要であることから、新たな条例の制定を検討することとしたもの。

<太陽光発電事業の主な課題>

稼働前の課題

稼働後の課題

開発工事による土砂災害、景観の阻害、生態系への影響等に関する住民の不安

事業実施に当たって地域住民への説明不足に起因すると思われるトラブル事案の発生

長期稼働（20年）に伴う自然災害や事故、機器の故障等に関する住民の不安

事業者による不適切な保守点検・維持管理

将来における使用済み太陽光パネルの放置や不法投棄等への懸念

採算悪化による事業撤退等

【課題の解決に向けた対応】

「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」(R2.4～)

事業計画書の提出や、住民への事前説明等による住民との合意形成などを求めたが、協力の要請に留まる → 関係法令遵守、適正・適切な手続きの担保が必要

条例制定に向けた基本方針（案）

【目的】

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適切な設置、維持管理、廃止等の手続きを定め、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大を図る。

【主な内容】 対象：出力50kW以上の太陽光発電施設（屋上等に設置される場合は除く）

ポイント1：「土砂災害の恐れがある区域（※）」への設置を規制【稼働前】

- ◆区域内への設置は原則禁止。但し、予め知事の許可を得たときに限り設置できるものとする。
- ・太陽光発電は、他の再エネ施設と比べ比較的低コストで設置できるほか、土地の偏在性も小さく、急傾斜地などにも設置が可能であることから、近年頻発化する豪雨等による土砂災害の発生を防止するため、土砂災害の危険性がある区域への設置を規制するもの。

（※）土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地を想定

ポイント2：地域住民等への事前説明の義務化【稼働前】（ガイドラインの条例化）

- ◆事業者に対して、地域住民等に事業計画の内容について説明を行うよう義務付ける。
- ・事業計画作成の初期段階から地域住民等と適切なコミュニケーションを図るために、事業者に対して地域住民等への説明を行うことを義務付け、地域の理解促進に努めるよう促すもの。

ポイント3：「事業計画書」提出の義務化【稼働前】（ガイドラインの条例化）

- ◆設置規制区域外に設置する事業者に対して「事業計画書」の提出を義務付ける。
- ・事業計画の内容を事前に把握し、必要に応じて適正な手続きを促すことができるよう、規制区域外に施設を設置しようとする事業者に対して、予め知事に「事業計画書」を提出するよう義務付けるもの。

ポイント4：「保守点検及び維持管理計画」の策定・公表の義務化【工事～稼働中】

- ◆事業者に対して維持管理計画の策定及び公表を義務付ける。
- ・稼働後における施設の適切な維持管理や安全性に関する住民理解を促すため、事業者に対して、定期点検や実施周期等を含めた維持管理計画を策定させ、その計画の公表を義務付けるもの。

ポイント5：「廃止届」提出の義務化【稼働終了後】（ガイドラインの条例化）

- ◆事業者に対し太陽光発電施設を廃止する際は、予め「廃止届」を提出するよう義務付ける。
- ・発電事業の廃止を事前に把握し、設備等が不法に放置されないことがないよう適切に指導できる体制を整備するため、事業者に対して予め知事に「廃止届」を提出するよう義務付けるもの。

ポイント6：指導及び助言、罰則規定等の設定

- ◆指導・助言、報告徴収、立入検査、勧告、命令、公表、罰則に関する規定の設定
- ・本条例による義務規定等の実効性を確保するため、違反等が認められる事業者に対する指導及び助言、報告の徴収、立入検査、勧告、措置命令、事業者名等の公表、罰則に関する規定を設けるもの。

【今後のスケジュール】

- 令和3年12月 再生可能エネルギー・省エネルギー促進審議会（諮問）
- 令和4年 2月 再生可能エネルギー・省エネルギー促進審議会（素案）
パブリックコメント、市町村等への意見照会 など
- 令和4年度～ 再生可能エネルギー・省エネルギー促進審議会（最終案・答申）
県議会定例会に条例案を上程・審議

【参考】他県等における条例の策定状況

- ・他の都道府県の状況 5県（施行済：兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県、山形県）
- ・県内の市町村の状況 6市町（施行済：富谷市、丸森町、大崎市、川崎町、栗原市、加美町）